

- 9月議会で日本共産党の行った一般質問と答弁の概要をご紹介します

## 目 次

上 坂 愛 子	1 ページ
太 田 勝 祐	8 ページ
高 橋 昭 三	16 ページ
まえくぼ 義 由 紀	21 ページ

## 上坂愛子 (日本共産党 長岡京市・乙訓郡) 2002年10月3日

### 養護学校に通う児童・生徒の学童保育所を 子どもたちのゆたかな放課後と、親の就労を支えるためにも

#### 【上坂】

日本共産党の上坂愛子です。通告にもとづき、知事ならびに理事者に質問いたします。  
はじめに養護学校に通学する児童・生徒の学童保育について質問します。

学童保育が法制化されて4年、府内では学童保育所のない自治体や、不安定な雇用のなかで働く指導員、働く親のニーズに合わない開設日や時間、低学年に限られている入所条件など、さまざまな問題がありますが、なかでも障害児の受け入れは非常に厳しい実態です。そのなかでも最も深刻なのが養護学校に通学している児童・生徒の放課後の保障と親の就労を保障する学童保育の問題です。

乙訓2市1町など、府下いくつかの自治体で、父母の就労を保障するため、養護学校の児童を市・町の学童保育所に受け入れているところもありますが、本府の助成はありません。養護学校の夏休みなど長期休暇については、心身障害児・者親の会協議会を通じて1クラブ35万円の助成を本府はしていますが、運営費の10分の1にも満たない非常に少額なもので、十数年同額です。自主運営で努力されていますが、運営費をつくるために物品販売など親の負担が大きく、長引く不況がいつそう運営を困難にしています。

また、親の参加が必要なことなど、参加したくても出来ない子どもたち、ましてや親の就労を保障するものではありません。母子家庭で働かなければならないお母さんは、「養護学校入学前から子どもが入れる学童保育所をつくって欲しい」と、毎年、市役所に行きましたが聞き入れてくださりませんでした。今はヘルパーさんをお願いしていますが、残業などで遅くなると妹が面倒を見えています。

安心して働けることと、障害児の放課後の生活が楽しく安心できるよう、養護学校に通

う子どもたちの学童保育所が本当にほしいと話してくださいました。

福知山市では、養護学校から帰ってきたら「家で1人ぼっち」だったり、「母親とのかかわりだけになってしまう」「子どもは体力的にもだんだん大きくなって、親と過ごすだけでは満足しなくなってしまった」。一方、親は年を重ね、「抱きかかえることも大変困難になり、介護を伴う子育てからほとんど解放されることがない」——など、子どもも親も限界のような状態のなかで、同じ悩みを持つ親が話し合って11年前に障害児学童保所をつくられました。

指導員さんと親が当番を決め、放課後の生活を楽しく過ごせるようにと毎日、お天気の日には公園で、雨や雪の日には地域の集会所を借りたり、スーパーやボウリング場などを利用してがんばっておられますが、その頑張りだけでは持ちこたえられない状況にあります。また、親の負担は重く、安心して仲間が憩える居場所もありません。

わが党は、繰り返し養護学校の児童・生徒の放課後の保障と親の就労を保障する学童保育所に助成を求めてきましたが、本府は「市町村の問題」として、今日までその役割を果たしてきませんでした。

埼玉県では、「養護学校放課後児童対策事業補助金要綱」をつくり、県単独事業として重度障害児1人月額4万2600円の人件費補助を市町村とともに行い、応援されています。2001年度は13養護学校、229人が学童クラブで放課後の生活を楽しんでいます。

私は先日、埼玉県和光市にある和光南障害児学童保育室〔たけのこクラブ〕を見学させていただきました。県立和光南養護学校に通学する小・中・高等部の子どもたち17人が、9人の指導員さんと一緒に紙芝居を見たり、お菓子づくりをしたり、指導員さんと散歩に出かけたり、楽しく過ごす生活の場所となっています。また、親が心おきなく働くことができるよう援助することを目的として運営されています。この学童保育室の家賃は全額、和光市が負担しています。本府と大違いです。

佐賀県では2001年から、県と市町村の補助により障害児学童保育が養護学校の1室でスタートしました。全国22の都道府県で障害児学童保育に単独補助を行っています。

本府が養護学校の児童・生徒の放課後の保障、親の就労を保障するための制度をつくり応援すべきです。ご見解をお聞かせください。

また、この事業は若い青年の雇用拡大にもつながります。社会福祉を目指している青年は、障害者サマースクールなどでボランティア活動をしています、青年の多くが就職難で困難な条件におかれています。2001年度、本府がおこなった福祉職場への就職希望者説明会には3千人を超える人が参加されています。この事業を本府と市町村が協力して進めるなら、青年の雇用にもつながる大切な施策と考えます、知事のご見解をお聞かせください。

**【保健福祉部長】** 京都府におきましては、保護者の方々が就労などで昼間家庭にいない小学生の放課後における安全と健全育成の観点から、「京都府子育て支援計画後期実施計画」にも数値目標を掲げ、放課後児童クラブの設置を促進しており、年々、実施クラブ数も増加しておりまして、その中で青年層も指導員として就労をしているところでもあります。こうした中で実施主体である市町村に対し、障害のある児童を受け入れるよう指導する一方、国制度の充実について強く要望してきており、現在、約3割に相当するクラブにおいて養護学校の児童を含みます障害のある児童の受け入れが実施されているところでもあります。

また、障害のある児童が地域で安心して過ごせるよう、保護者に代わって一時的に児童を

保護するレスパイトモデル事業や夏休みなど長期休暇期間中の養育の場を確保する「季節療育支援事業」など、府独自の支援も実施しているところであります。今後とも教育委員会や市町村など関係機関ともよく連携して放課後児童の健全育成に努めてまいりたいと存じます。

## 府営水道問題

### 過大な府営水の押しつけで

### 住民に高い水道料、2市1町の水道会計も赤字に

#### 【上坂】

次に、府営水道問題で伺います。

2000年10月から導入された過大な府営水の受け入れによって、乙訓2市1町の水道会計は大幅な赤字を生み、その付けは水道料金の大幅値上げとなり、家計に大きな負担となっています。行政が行ったどのアンケートでも、乙訓の誇り、住民が自慢できるものは、おいしい水、地下水であります。

2市1町は、地下水を永続して利用できるように、地下水が不足する分を府営水で補っていくという計画をたて、広報やパンフレットで住民に知らせ理解を求めて来ました。ところが本府は「地下水は不安定であり、河川水は安定・良質」と断定し、過大な水を乙訓2市1町に押し付け、住民の願いからも、2市1町の方針からも逆立ちした水道行政を強行しました。

さらに地元企業から強い要望があった工業用水を放棄し、都市用水として上水と工業用水を1本にして乙訓2市1町に押し付け、本府の責任を放棄したことは重大です。

わが党は、低廉で安全な安定した府営水の供給のために、南部水需要計画や乙訓浄水場の建設について、人口予測、1人当たりの水の使用量があまりにも過大すぎることを指摘し、府民の負担を軽減するためにも過剰投資を避けること、施設整備の縮小を繰り返し求めて来ました。

工業用水についても広島県大竹市のように、工業用水の簡易処理による別系統配水を並行して行えば、比較的割安の工業用水を供給することができることを示し、本府が工業用水に責任をもつことを繰り返し求めてきましたが、その指摘を真摯に受け止めることなく過大な施設設備を進めてきました。そのつけを乙訓住民に押しつけることは絶対許せません。

わが党が繰り返し求めてきたことが正しかったことが、2市1町の2001年度水道事業決算でより明らかになりました。人口は、南部水需要計画の基礎になった「92年水道懇第二次提言」は約1万人も過大見積もりになっています。

使用水量も大幅に減少しています。2市1町が地下水の安全汲み上げ量としている水量は、年間1952万トンです。住民が使った水量は1921万トンですから、ほぼ同じ水量です。本府が工業用水に責任を持てば、住民の生活用水は地下水でまかなえることが証明されました。

ところが2市1町は日量4万6千トン、年間1679万トンの責任水量分を基本料金として14億9400万円を本府に支払っていますが、実際に受け入れている水はその半分です。長岡京市では4億5657万円、向日市で2億128万円、大山崎町では1億1857万円、

合わせて7億8142万円がカラ料金です。これが原因となって大幅な水道料金の値上げになっています。

長岡京市では、2001年4月から一般市民29・05%、企業19%と大幅値上げをおこなったにもかかわらず決算が赤字になる異常な事態になっています。

向日市は、今年6月から標準世帯35%、大口事業所4%の値上げをされましたが、さらに2005年に15%、2008年に10%の連続値上げが決められています。大山崎町は府営水導入まで、約3億円の黒字だった水道会計が、府営水導入1年半で3億4千万円もの赤字に転落、水道料金の大幅値上げが計画されています。

さらに来年は、今年の1・8倍の水量を受け入れることになっているため、府営水のブレンド率は70%にもなり、府営水を使うために地下水を放棄することになります。

これでは乙訓2市1町が住民に示してきた地下水の不足分を府営水で賄うという基本は大きく崩れ、乙訓の誇り、住民の自慢とする町の顔までつぶされようとしているのです。本府の責任は重大です。

大山崎町の2001年度水道事業会計で監査委員は、「府営水受水料金の支払が、水道会計の経営状況及び財政状態をさらに悪化した。今後も、現在の経営を継続する限り、地方公営企業としての水道事業は成り立たないことは自明の事実であります」と、厳しい意見を付けられました。そして、上水と工業用の二本立てで進められてきた計画が、建設費用の経済的理由により、工業用水としての用途を捨象し、全量が水道事業に転化されることになったとして、本来の水道事業の目的から見て、地下水保全を目的とした企業の表流水への転換予測水量をも含めた基本水量による定額料金の全額支払は、水道事業としては馴染まないもので、別途会計で検討されるべき問題と考える」と意見が付けられました。

6月大山崎議会は「水道料金の大幅値上げ反対、京都府との協定の見直し」を求める陳情が可決されました。長岡京市の議会でも、水道管理者は、「現状では水道事業の経営を改善することは困難」だとして、「乙訓2市1町の共通の課題として、受水単価、受水量も含め京都府庁に日参をさせていただいてでも強烈に要望を重ねてまいりたい」と議員の質問に答えています。

知事は、第3回世界水フォーラムの成功に向けて運営委員会会長と運営委員の紺野美沙子さんとの座談会で6月23日放映のNHKテレビを紹介され、「京都盆地は琵琶湖に匹敵する地下水脈があり、水を生活や産業に生かして、京都独自の文化を形づくってきた」と発言されています。

このテレビの中で、出演された関西大学・楠見教授は、「京都盆地の地下七百五十メートルのところには岩盤があり、東西12キロ・南北35キロにわたって、琵琶湖(275億トン)と、ほぼ同じ地下の水がめがあり、出口は天王山のふもと」と話されました。私たちがこれまで指摘してきたことの正しさが改めて証明されました。

「地下水は不安定、河川水は安定良質」と断定した本府の誤りが明らかになったのではないのでしょうか。河川水が安定どころか、9月はじめには日吉ダムの貯水率は23%に落ち込み、3割の取水制限が去年に続いておこなわれました。

私は、本府がこうした現状を真剣に受け止め、京都府と乙訓2市1町とで交わした1998年3月30日の基本水量の協定と1999年6月30日の給水協定を、いったん白紙にもどし真剣な検討をされることを強く求め、知事の答弁を求めます。

**【知事】**乙訓浄水場については、乙訓2市1町から出された将来の需要見込み、見通しを踏まえた要望を基本に事業を展開したものであります。そもそも、この需要見込みにつきましては整備にあたりまして、府議会全会一致で同意いただきました「京都府南部地域広域的水

道整備計画」を基本としておりますし、京都府水道事業者経営懇談会、ここからも提言されました需要予測を踏まえたものと承知をしております。

さらに、実際の施設整備にあたりましては、その後の水需要の動向に基づいた受水市町からの段階的整備の要請を受けまして、当面は3分の2の規模に縮小するなど配慮してまいったところであります。

水道経営は、一般の行政と異なりまして、受益者負担を基本とする事業でありますので、その根本から変えることには、負担の公平性という観点から、慎重に考えるべきではないかと思っております。

府といたしましても、乙訓2市1町の水道事業の経営状況は十分承知をしておりますし、水道経営の改善という観点から受水市町の負担を軽減するために、本年度におきましても料金の激変緩和措置を講じるなど精いっぱい取り組みをおこなっているところでありますが、今後とも受水市町ときめ細かな意見を交換をおこなってまいりたいというふうに存じております。

## 住民の立場に立った協議で見直しを

### 【上坂・第2質問】

昭和60年、提案されました府営水道の議案は、南部地域を一带とした広域的視野に立ったものでございました。その議案に対して日本共産党は、今後の乙訓地域の実施計画について地下水をどのように利用するか、料金をどのように決めるか種々の問題があります。理事者はそれらの諸問題について、計画成立後、具体化の中で府民の合意が得られるよう慎重な対応を要望すると、討論で要望させていただきました。その努力はどうされたのでしょうか。

国会では、広域水道整備事業の法案が審議された当時、社会労働委員会は「府県だけでなく、市町村の議会でも合意が得られること」と、付帯決議を付けました。しかし、本府は「その必要なし」として、頭ごなしでこの計画を進められました。本府の強引なやり方が2市1町の水道会計を困難にし、住民にそのしわ寄せが押し寄せているといわなければなりません。

知事は、「2市1町と話し合いをする」とおっしゃっていただきましたけれども、十分こうした経過も含めて、住民の立場に立った話し合いを進めていただきますようお願いをしております。

## 第二外環状道路問題

## 町を分断する巨大なコンクリートの壁 増える交通量

## 大山崎に高速道路はいらない

### 【上坂】

最後に、第二外環問題について伺います。

天王山の緑とそこからもたらされる地下水は大山崎住民の暮らしを豊かにし、90%の住民が「住み続けたい町」として誇りに思ってきました。その大山崎の環境が大きく壊されようとしています。町がおこなった住民アンケートの結果、「住み続けたい」と願う住民は61%と大幅に減少しました。巨大なジャンクションが頭上にのしかかるように、住民の不安

などおかまいなしに建設が進められ、来年四月に開通見込みと発表されました。

1989年9月に発表されてから13年、住民の不安はいついっさい解消されていません。また、その努力も見られませんでした。ジャンクションの目の前は、大山崎中学校です、この中学校のグラウンドの上を第二外環が通ります。学校の移転を含む教育環境の重大な問題も、今になっても具体的な方針はいついっさい知らされないままです。また、大山崎体育館はコンクリートの固まりに覆われ、国道171号線の歩行者の安全対策は後回しにされています。歩道さえ完全ではありません。大山崎インターから乗り降りする車をどう誘導するのか、今年6月30日にやっと調整会議がもたれましたが、住宅内に通過車両を通さないために立て看板を設置するなど検討されているようですが、この程度の対策で万全といえるのでしょうか。国土交通省は車の通行量は現在と変わらないと報告されましたが、京都南インターの約半分が大山崎インターに流れると公団は予測をしています。

南インターは1日最大7万台ですから大幅な交通量になることは明らかです。6月30日に発表した府道大山崎・大枝線が、1日1万6600台か、9月に1000台増えると変更されましたが、発表された交通量調査では住民は納得できません。国道171、名神高速道路、第二外環、ジャンクションの交通量がいつ、どの場所で、どのように調査されたのか。大山崎町議会での議員の質問に答えられませんでした。いつ、どこで、どのような調査をされたのかお答えください。

私は1997年12月に、第二外環計画ルートに接する名神高速道路周辺の「住民健康調査」の結果、目や鼻、のどのすべてに自覚症状があること、神経症状の一つであるイライラの自覚症状も高く、高速道路から離れた地域とは大きく異なっていることが明らかになっている問題で、本府の責任で健康調査と環境アセスメントの調査を行うよう求めましたが実施されませんでした。

自動車、排ガスなどによる健康被害をめぐる「尼崎公害訴訟」で、国や公団の管理責任が厳しく問われました。名神高速道路も四車線に拡幅され、13年前とは地域の環境は大きく変化しています。人間の健康が害されてからでは、その回復は困難です。住民の不安を取り除くためにも、ジャンクション開通までに健康調査・環境アセスメント調査を実施することが本府の責任です。いかがですか。ご答弁をお願いします。

大山崎町は、面積5.97平方キロメートル、桂川から天王山に至る東西の距離はわずか3.1キロしかありません。その狭い町に、名神高速道路、国道171号線、新幹線、JR東海道本線、阪急京都線と、鉄道や幹線道路が集中して町が分断されています。この上、第二外環状高速道路が通れば、町づくりそのものができなくなります。大山崎町への高速道路は絶対に認められません。第二外環状道路の白紙撤回を強く求めて質問を終わります。ご静聴、ありがとうございました。

**【土木建築部長】** 京都第二外環状道路は一般道路からの連関を図り、国道9号や国道171号、桂川にかかる宮前橋、外環状線の羽束師橋などの交通混雑を緩和するとともに、生活道路から通過交通を排除して全体として地域環境を改善する大きな働きがごございます。また、大山崎インターチェンジは名神高速道路の京都南・茨木間24キロメートルがインターチェンジがないことにより、目の前にありながら高速道路を利用するのに極めて不便な乙訓地域の状況を解消するものであります。

京都第二外環状道路の久御山―大山崎間共用による、大山崎インター周辺道路の交通量は、

国の資料が本年7月の大山崎町議会において公表されました。これによると乙訓地区などからインターに集中する交通量の増加の一方で、国道171号から名神高速道路や京滋バイパス、国道477号等への転換による交通量の減少と合わせて、大山崎インターの北側の国道の171号におきましては、約2千台増加することになっておりますが、現在の交通量は1日約4万5千台であり、大きな影響はないと考えております。

この交通量は、国において本年春、平成6年の交通国勢をもとに、現在の交通量も考慮して平成15年の交通量を予測したものと聞いております。環境影響評価につきましては、国の実施要項に基づく指針により平成元年の都市計画決定時に実施しており、住民の方々に説明すると共に縦覧もなされております。評価にあたっては環境保全目標を満足する結果を得ており、沿道住民の生活環境は保全されるものと考えております。

なお、「白紙撤回を」とのことですが、本道路は京都縦貫自動車道の一部として京都府の北部地域と国土軸である名神高速道路を結び、高速道路ネットワークを形成すると共に京都市西部、乙訓地域の交通混雑の緩和し、沿道の環境改善を図る重要な道路であり、その機能を十分発揮させるために、何としても早期に沓掛までの全線を整備する必要があると考えております。

京都府といたしまして、今後とも環境や景観に配慮された道路として、整備促進が図られるよう国や道路公団に要望してまいりたいと考えております。

## 障害者の支援費制度について 障害者が自立して生活できるよう制度の改善を

日本共産党の太田勝祐です。私は先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

まず、はじめに10月から申請開始された障害者の支援費制度について伺います。代表質問で島田議員が「遅れている福祉サービス基盤整備に対して、府は全力をあげて拡充すること」を強く求め、知事の答弁もありました、支援費制度の基盤整備の遅れを打開することはまさに緊急の課題であることを改めて指摘し、要求しておきます。

私は、支援費制度の実施にあたって予想される問題点と、その対策、考え方について具体的に伺います。この間、障害者、また家族、事業者のみなさんから直接、不安や心配などを聞かせていただきました。

そこで第一に、障害者が自立して生活できるように支援費制度そのものを改善することです。厚生労働省は、9月12日に利用者負担の基準案と事業者を支払われるサービスの単価を公表しました。市町村は、国基準を参考にして、支援費の額や利用者負担を自主的に設定することになっています。この点で、市町村独自の上乗せ措置を積極的に存続、拡充できるよう、府として最大限の援助をすべきだと考えますが、いかがですか。

**【保健福祉部長】** 府としてはこれまでから、障害者基本計画に基づき、サービスの基盤整備や必要な人材の養成・確保に努めるとともに、実施主体である市町村に対して、新制度に円滑に移行できるように、標準的事務スケジュールや制定すべき規則・要綱のひな型などを示すなど、他府県に例のない手厚い技術的助言をしてきた。支援費基準額及び利用者額等については、先般示された国の案は全体としてこれまでとほぼ同水準にあると聞いているが、その実態をよく点検し、必要な場合は改善がはかられるよう国に働きかけたい。

## 生活実態を反映した認定とサービス提供、体制確立を

第二に、障害者の生活実態を反映した認定をおこなうことが必要です。「支援費」の支給審査は、厚生労働省の省令で定める「勘案事項」とそれに基づく「チェック項目」にそって、市町村が支給の可否とともにサービスの支給量、支給期間、障害程度の区分を決めます。介護保険と違って上限はありません。障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルパーの派遣時間など居宅サービス支給に係る上限を設けず、障害者ケアマネジメントによって明らかとなった必要性にもとづいて、サービス支給量を決定すべきだと考えますが、どうか伺います。

また、支給決定の公正を期すため、専門的知識をもつ人たちによる集団的な審査体制を確立し、家族や施設職員の声も審査に生かすことが重要と考えます。府としてどのように援助・指導などを考えているのか、伺います。

府は情報提供の責任があります。市町村と協力し、情報提供、相談窓口の体制の充実をはかるためにどのように検討されているのか伺います。

支援費制度では、必要なサービスは障害者本人が自ら組み合わせを契約しなければなりません。それができない障害者には、十分なサービスが提供されない事態が生まれます。国は、身近な地域で適切なサービス選択の支援する相談体制の整備が重要であることを認めています。ところが市町村の責務としながら具体的な対策もなく、市町村任せになっています。市町村が責任を持って相談支援を実施する場合、最低でもモデルとなるもの、必要な人員、財政的な保障が必要です。また、介護保険にならって、ケアマネージャーを配置するなど、体制を確立することは急務と考えますが、いかがですか。

**【保健福祉部長】** 居宅生活支援で提供するサービスの量については、市町村が障害の程度や生活状況等を踏まえて決定することとなっており、府としては、その公平性を確保するため、支給決定のモデル例を例示するとともに、府更生相談所等の専門機関による支援体制を確立するなど、市町村の取組みを支援している。

また、情報提供や相談窓口の充実については、ケアマネージメント研修等により、市町村職員等の資質の向上をはかるとともに、各圏域ごとの障害者生活支援センターや各市町村の社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を促進することにより、障害者の方々が必要とするサービスについて、安心して相談できる体制整備に引き続き努めていきたい。

なお、府が指定する事業者に係る情報等については、逐次、関係機関へすみやかに提供するとともに、インターネットでも情報提供をおこなう予定。

## 利用者負担の軽減を

第三に、自分で契約することが困難な障害者への支援策を拡充することです。意思能力が十分でない知的障害者などへの契約支援の方策はきわめて不十分です。これまで国は、成年後見制度や福祉利用援助事業などで対処できると述べてきました。しかし、実際には、費用負担の問題もあり気軽に利用できません。利用者負担の大幅な軽減、免除をおこなう措置に改善する必要があると考えますが、どう考えますか。

**【保健福祉部長】** 低所得者等の福祉サービス利用援助事業の利用料負担の軽減については、従前から国に対して要望している。なお、知的障害者をはじめ制度の利用にあたり、援助が必要な方々に対しては、障害者相談員やボランティアの援助を得るなかで、青年後見制度の活用をはじめ、障害の種類や制度に応じたきめこまかな支援をおこなえるよう努めていきたい。

## 職員定数配置基準の方式を改め、十分な職員配置を

最後に事業者の問題について伺います。今回の制度では府は事業者を指定し、指導する責任が問われます。支援基準で十分な職員を配置することができるかという問題です。

厚生労働省は、支援費は障害者個人の困難度に着目して支給するものであり、事業者に支払われるものではないと言っています。これでは事業者が最低基準を守っていく保障にはな

りません。職員定数については、「常勤換算方式」という、正規職員、パート職員などの身分にこだわらず、労働者の一週間の勤務時間を足して、職員配置基準で割ったときに必要な人員を満たしていれば良いという方法で計算することになっています。職員の大部分が非常勤になってしまえば、専門性と継続性が損なわれ、サービスの質はますます低下することになってしまいます。このような方式を導入すべきでないと考えますが、どのように考えるのか、伺います。

**【保健福祉部長】** サービス事業所における職員配置については、国が示す基準に基づきおこなわれており、指定申請にあたっては適正なサービス提供を裏づける誓約書や具体的運営計画の提出を求めるなど、利用者本位の質の高いサービスの確保に向けた府独自の取組みをすすめている。

## 水を守るために森林保全が重要

### 木材の輸入規制、森林保全予算の抜本的増強を

次に、森林保全について伺います

第3回世界水フォーラムが来年3月から京都、滋賀、大阪で開始されます。京都の豊かな地下水や美しい川の水は、京豆腐、湯葉、伏見の銘酒、和菓子、茶道、京野菜などに果たしている役割は大きく、京都の生活、文化、産業を育んできました。この豊かな地下水や、きれいな川の水をつくり出しているのが、京都の森林です。都道府県の総面積に対する林野面積の林野率は、京都府は73%で、全国で11番目、政令指定都市を抱える自治体では全国第1位です。世界水フォーラムを京都で行う大きな意義として、あらためて京都の森林保全の重要性を考えていく必要があると思います。

現在、伐採しても植林されない林地、枝打ちや間伐などの手入れがされない人工林、風で倒れた木があっても放置されている森林が増加しています。森林所有者は、その理由を「伐採しても赤字になる。林業の将来に希望がもてない」と声を上げられています。この危機的状況が農山村の過疎化を進行させ、それが森林荒廃をさらに加速させています。荒廃した森林は、持っている諸機能を失い、保水力の低下や山地の崩壊などを発生しやすくし、自然環境の面から見ても大きな問題になっています。

今日の林業を危機に追い込み、森林の荒廃を深刻な事態にしてきた原因は非常にハッキリしています。長年にわたり、自民党政府が過度な外材依存の政策で、木材・木製品の自由化と関税の引き下げを進めてきたためです。その結果、木材の価格は暴落、国内林業は衰退の一途をたどり、自給率は20%を割り、大きく落ち込んでいます。

そこで知事に伺います。まず、今日の森林の危機をつくり出してきた、無秩序な外材輸入に規制をかけることが緊急の課題です。これは改正された森林・林業基本法にもうたわれていることであり、政府に強力に働きかけるべきと考えますが、見解を伺います。同時に本府としても、森林保全のための予算を6月補正予算につづき、抜本的に増強すべきと考えます。どのように考えていますか。

**【知事】** 木材の輸入規制については、林産物に係るWTO交渉の場において、わが国は国内林業の厳しい実態を踏まえ、あわせて地球規模の環境問題への対応や、木材資源の持続的利

用をめざし、輸出国に輸入国双方における持続可能な森林経営の推進に資するような貿易ルールの確立をすでに提案しているところである。

森林は林業生産の場であると同時に、水源の涵養や温暖化防止などさまざまな公益的機能を果たしており、私は、府域の75%を占め、環境創造、景観維持、自然とのふれあいの場として、子どもたちの将来に欠かせない森林の保全を、林業労働者の高齢化が進行している京都の実態を踏まえ、いま林業振興と合わせて環境面を重視した総合的な森林対策を講じなければ手遅れになるのではないかとの思いから、緑の公共事業を推進している。

すでに緊急を要する荒廃森林の整備や新たな担い手の就業研修については、私の初めての予算となる6月議会で、できる限り予算をお願いし、全力で取り組みをすすめているところであり、さらに現在策定をすすめているアクションプランのなかで、さまざまな担い手の育成や木材利用の拡大を含め、当面の重点施策を明らかにし、未来を支える美しく豊かな森林環境の整備・保全に積極的に取り組んでいくこととしている。

## 広がるコナラ・ミズナラ枯死の対策強化を

私どもは、99年、議員団として「京都の林業と森林を守り発展させる」ための、全面的な林業政策「提言」として発表し、この間、林業関係者と力を合わせて、その実現に努力してきたところです。そこで、当面の二つの問題について伺います。

第一に、美山町、京北町で新たに広がっているミズナラの枯死対策についてです。「北山の自然と文化を守る会」から、8月に「ナラ枯れ被害に対応して、徹底した調査と被害の最前線地域での被害発生木を伐採、クン蒸し、駆除予算の増額を求める」要望が、知事に提出されています。

コナラやミズナラなどのナラ類が集団で枯死して赤茶色になる被害は全国的に日本海側を中心に発生してきました。府下では9年前に大江山で確認され、その後、丹後半島に拡大、昨年は中部地域の和知、そして京北、美山にひろがっています。被害は、現在千ヘクタール以上にもなっています。

原因と考えられるのが、カシノナガキクイムシという体長5ミリ程度の昆虫で、被害にあう木は大木が多く、運び出しにくいことから、焼却処分もむづかしく、薬剤注入後、ビニールシートを巻いて、被害拡大を防ぐ対策などがとられています。この間の駆除対策は、予算の合計は200万円弱、今年度分も、京北、美山で123万円となっています。6月補正予算で「緑の公共事業」と銘うって造林されていない民有林にコナラ等を植林する「森林機能回復整備事業費」として、3000万円が計上されました。広葉樹の植林は、たいへん結構なことですが、一方でどんどん枯れているミズナラの対策をまともに講じないということでは、何をしているのかわかりません。

ミズナラ、コナラなどの木々は、京都北山の代表的な広葉樹であり、森の保水力や国土保全の要をなす重要な樹種となっています。これらの大量の枯死が、北山の自然と環境に大きな影響を与えることは必至です。ナラ枯れの拡大阻止は緊急の課題です。徹底した調査と、ナラ枯れ駆除の予算を大幅に増やし、対策を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

**【農林水産部長】** 府では平成6年度から全国に先駆けて調査・研究に取り組んでおり、市町村の要望に応じて技術指導や伐倒駆除等の対策に支援している。京北町、美山町の被害につ

いても、伐倒駆除対策をおこなうとともに、被害実態の把握につとめている。今後の対応については、両町と十分協議することとしている。

## 林業労働者の確保対策を

二つ目は、森林整備の担い手である林業労働者の確保、特に新規参入労働者の確保対策を強める問題です。

林業労働者の中心的な担い手が高齢化し、技術を継承する新たな担い手を確保するのは、非常に緊急の問題です。この点で、新規参入労働者に対して支度金の支給と林業労働者に習熟するまでの期間の「所得保障」を制度化し、事業者の負担を軽減すること、雇用関係の明確化、社会保険の完全適用、賃金体系の整備などを行うこと。これらの改善をすすめ、山を魅力ある職場にし、若い労働者が地域に定着する総合的な対策を抜本的に強め、林業労働者の確保に府として全力をあげる必要があると考えますが、見解を伺います。

**【農林水産部長】** 新規就業者に対する支援については、就業準備のための無利子資金の貸付制度や技術習得を目的とする研修への参加奨励金制度に加え、本年度から新たにチェンソー等林業の就業に欠かせない資材の支給を含めた 100 日間の実地研修制度を設けた。

また、林業労働者が安心して働けるよう、雇用保険等各種社会保障制度や退職金制度の掛金助成をおこなっており、林業への就業促進へ向けて、総合的な対策に積極的に取り組んでいる。

## 南丹ダムはキツバリ中止を

次に南丹ダムについて伺います。各新聞が9月 21 日付けで、園部町の南丹ダムの建設について「調査を中断、建設中止も」と大きく報道しましたが、これは、これまでの府の方針を大きく転換するものです。この間のわが議員団の論戦で追いつめられながらも、府は「事業を推進」する立場をとりつづけてきました。しかし、府が言っていた、水需要計画の根拠がなくなり、推進の前提が崩れ、遅きに失したとはいえ。府が「調査中断」を表明したことは歓迎すべきものです。この際、きつぱりと建設計画の中止を表明すべきと考えますが、見解を伺います。

## これまで推進してきた責任をどう考えるか

これまでのわが党議員団の再三の指摘にもかかわらず、98年の予算委員会では、自民党の地元議員が「疑問との声もあるが、住民のくらしと地域振興に欠くことのできないダム」と推進を強く要求し、当時の荒巻知事も「今後とも事業の推進に努めたい」と答弁され、昨年6月、わが党の三木議員の質問にも「園部町からの強い要望があり、今後とも事業を進めてまいりたい」と答弁されました。

水需要についても、河川課長は「園部町の水受給計画がまだない」ことを認めておきながら、「将来の水需要の増大に対して、町の要望を受け、不足する恐れもあろうという観点」と言いわけをしてきました。今年2月の私の質問に「町と調整をはかりながら、ダムの構造・

規模を定めるなど、事業を適切に進めていきたい」と強弁してきました。こうしてすでに調査費として5億9000万円もの血税が使われてきたのです。この責任をどう考えていますか、伺います。

また、住民の強い要求にもかかわらず、ダム建設を理由に遅らせてきた八田川沿いの河川改修や府道整備に直ちに取りかかるべきと考えますが、どうですか。

**【土木建築部長】**本ダムは、園部町の水道水の確保と園部川流域の洪水被害の軽減を目的として、平成4年度から調査をすすめてきたが、デフレ経済の急速な進行など、近年の社会経済情勢の変化を受け、水道水の確保を要望してきた町において将来の水需要について現在検討してもらっているところで、近々検討結果がまとまる見通しであると聞いている。

府としては、このような情勢を踏まえ、本ダム事業について、本年度予算の執行を留保するとともに、今後、園部町とも連携し、改めて水需要の必要性や治水計画のあり方等について、総合的に検討・評価し、適切に対応していきたいと考えている。

園部川流域の河川改修については、従来から、過去の浸水被害の状況などを考慮し、緊急性の高いところについて、これまでも事業を実施している。府道の整備については、本ダム事業の総合的な検討を踏まえ、検討すべき課題であると考えている。

## 公共事業再評価審査委員会のあり方を全面的に再検討せよ

さらに、今回明らかになったもう一つの問題は、「公共事業再評価審査委員会」の責任です。99年の委員会では「継続が妥当」との判断を示しました。この「妥当」と判断するための資料はすべて府当局が提出し、地元はもちろん、関係者の意見をまともに聞かずに、結論を出してきたものです。結局、「お墨付きを与えたものではないか」という批判があたっていたこととなります。この際、「公共事業再評価審査委員会」のあり方を全面的に再検討すべきです。見解を伺います。

**【土木建築部長】**公共事業再評価審査委員会については、再評価対象事業の府の対応方針について学識経験者等の第三者の意見を聞く機関として設置しているもので、南丹ダムについては、再評価制度が発足した平成10年度に審査していただいた。本委員会の運営については、これまで必要に応じ住民意見の聴取や議事録の公表もおこなっており、さらに本年度は委員会の公開の方針もすでに決定しており、適切にすすめられていると考えている。

## 交通バリアフリー化のため市町村に援助を

次に、公共交通問題について2点伺います。

はじめに、交通バリアフリーについて伺います。交通バリアフリー法、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律が2年前に成立しました。公共交通機関の車両や駅等の施設を、誰もが使いやすいものに改善していくことを、交通事業者や市町村の責任で推進していくことになりました。

市町村は、特にバリアフリー化の必要性の高い旅客施設を中心とした地区を「重点整備地区」に指定し、平成22年を目標年次として、旅客施設にエレベーターを設置することや、旅客施設周辺の道路の段差をなくすなど、バリアフリー化と重点的、一体的に進めるための

「移動円滑化基準構想」を策定することができるようになりました。

京都府地域交通整備計画が4年前に13年ぶりに改定され、この中でバリアフリーの導入を十カ年計画として検討し、すすめることを決めています。現在、府として、市町村が駅舎部分の改修をしたときは、2分の1の補助をおこなっています。今後、市町村が積極的にすすめていく上で、財政的な裏付けを計画的に増額していく必要があると考えますが、どうですか。伺います。

京都市は、交通バリアフリー全体構想を今年、発表し、重点整備地区として14年度は、阪急桂駅、山科駅関係が決められ、地区として整備をすることを明らかにしました。私も早速、地域のみなさんと阪急桂駅をウォッチングし、高齢者・障害者の方がどこで不便を感じているかチェックしてきました。現在、府下の一利用ユーザー5000人以上の総駅数は114カ所で、段差未解消は55カ所で48%であります。今後は、市町村の「基本構想」の策定や実施に向けて、府としてどのような援助、指導をおこなっていくのか、伺います。

**【企画環境部長】**府としては、交通バリアフリー法に先駆け、福祉のまちづくり条例に基づき、鉄道駅舎のエレベーターなどの設置について積極的に支援してきた。今後とも、市町村や鉄道事業者等との取組みを踏まえ、所要の措置を講じ、駅舎のバリアフリー化の促進をはかっていきたい。

基本構想については、駅舎周辺の公共交通機関の利用実態をベースに取りまとめられたもので、作成したいとされている市町村がその力量を発揮されるものと思うが、要請があれば助言等をしたい。

## 洛西ニュータウン、桂坂への公共交通確保へ具体化を

第二に地下鉄東西線について伺います。

5年前に私は、京都市西京区の公共交通を優先にした交通政策を、住民アンケートをもとに、提言を発表しました。その後、阪急の東向日駅と桂駅間の新駅、JR向日駅と西大路駅間の新駅の設置が決定し、阪急高架の調査がすすんできました。

ところが、地下鉄東西線の西進については、太秦までは事業化が決定し、具体化されましたが、洛西ニュータウンまでの見通しは、いまだに立っていません。事業は京都市が主体ですが、地下鉄建設に府として補助金を出しています。また、洛西ニュータウンは、京都府・京都市が協力して建設し、当初の入居者は「10年以内に地下鉄が延伸され、便利になる」という売り出し宣伝を信じて入居しました。ところが25年も経過していまだに具体化されず、「だまされた」という気持ちは今も入居した多くの人が持っています。

桂坂団地も入居がすすみ、来年度から京都大学の学舎も完成し、どんどん学生、研究者が桂坂に通勤します。私は、桂坂団地、洛西ニュータウンを阪急・JRを結ぶ路線を、新交通システムなどの多面的な方法を検討し、先行して事業化、具体化すべきと考えます。一日も早い具体化を国と市へ強く働きかけをすすめるべきと考えますが、見解を伺います。

**【企画環境部長】**現在、京都市の研究会等で、洛西地域を含む京都市内の都市交通について、次世代型路面電車、いわゆるLRTも含めた新たな公共交通機関のあり方などの検討がすでにすすめられている。公共交通機関の利便性の向上や新しい公共交通システムの検討をすす

めるにあたり、人や環境に配慮した交通体系の整備をめざすことは今後とも必要と思うが、指摘の路線についても、これらの研究会の検討に基づいて、まず事業主体である京都市が基本的な方向を明かにされると思うので、それを踏まえて考えるべき問題と考える。

## 新川と西羽東師川の改修について

最後に、河川改修について伺います。

一級河川である新川と西羽東師川の改修は、京都市西京区、向日市の治水対策にとってもっとも重要な課題です。機会あるごとに改修促進を要求してきたところです。新川の改修について伺います。

私は、以前、一番困難な国有地払い下げの要望のあった地域の用地問題を本会議で取り上げ、その解決の方向を示し、府の決断を迫りました。その後、国・府・京都市三者が協力して、基本的に解決し、国有地の払い下げがおこなわれ、新川改修の予定地の用地買収もすすめられてきました。しかし、一部用地の買収が残り、改修が中断していました。現在の状況と事業計画はどうなっていますか。一日も早い改修が必要と考えますが、お聞かせください。

次に、西羽東師川の改修状況は、現在どうなっていますか。京都市の西羽東師川につながる一・一雨水幹線はすでに完成し、寺戸川との関係でも一刻も早い完成が待たれています。改修が残りわずかと聞いていますが、来年度から供用開始ができるのか、お聞かせください。以上で、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございます。

**【土木建築部長】** 両河川の位置する桂川右岸流域については、過去からたびたび浸水被害が発生しているところから、治水対策として河川改修と「いろは呑龍」トンネル等の下水道雨水対策事業などをあわせて実施している。両河川の改修については、京都市により下流から順次整備がすすめられている。新川については未改修区間の用地取得をすでに済ませており、今後工事に着手するため、現在、事前の地下水調査を実施していると聞いている。また、西羽東師川については、現在、残る 300 メートルの未改修区間において、平成 15 年度の完了をめざして改修をすすめているところであると京都市から聞いている。

## 直接税中心、累進課税、生活費非課税、総合課税という税の原則に反する外形標準課税

### 知事は、導入推進の立場を転換せよ

#### 【高橋昭三】

日本共産党の高橋昭三です。私は先に通告しました数点の内、先ず、法人事業税の外形標準課税について知事並びに理事者に質問をします。この問題は既に一昨年以來、わが党議員団が繰り返し知事や理事者を追及し、我が党の見解を明らかにしてきたところです。

ところが知事や理事者は勿論、自民・公明など与党各派は理事者に追隨して「受益と負担の公平」を云い、「景気動向に左右されやすい現在の府県税制の仕組みを、より安定的なものにするため」と天と地を逆にさせ、既に「総務省案では中小企業への配慮も行われている」と黒を白と言いくるめようとしています。

### 「外形標準課税は増税でなく、税収の安定を図るもの」どころか、大企業に減税、中小企業から税金をむしり取り、400億円の増税とするもの

第一に「受益と負担の公平」と言い、「赤字企業でもその事業活動のために、一般道路の使用や防災など幅ひろい行政サービスを受けて企業活動が成り立っていることを考えれば、企業として社会的責任を果たすために応分の負担をお願いするのは当然のことだ」との意見を述べています。

しかし、この考えは、本来の税制度そのものをくつがえそうとするものに他なりません。税法上の考え方の基本には、「税は富の再配分だ」と言う考えが厳としてあります。いわゆる応能主義の原則です。この立場から戦後、直接税中心、累進課税、生活費には非課税、総合課税が定着してきました。ところが、バブル崩壊後、今の自民・公明党政府は、この原則を掘り崩してきました。ここ10年間の間に、直間比率の見直しの名のもとに、消費税の導入など、応益制を主流にし、直接税についても、法人税でも所得税でも累進率を縮め、高収益の会社の実効税率は、大幅に引き下げる、大金持減税を続けてきました。しかし、今回導入しようとする外形標準課税は、税率の傾斜をゆるめるだけでなく、ボロ儲けの大企業の所得割は、半分にまけてやり、赤字の中小企業から税金をむしり取るというのですからひどいものです。しかも、「外形標準課税は増税でなく、税収の安定を図るもの」と言ってこられたが。現在の本府の法人事業税の税収は、約600億円あまり、それが、総務省の制度設計を基にすれば、1000億円を超えてしまいます。これでは、400億円以上の大増税です。こんな大増税に中小企業から反対の声が上がるのは当然です。

### 「税収構造の安定化」どころか、京都府の財政を中小企業とともに沈没させる外形標準課税

第二に「景気動向に左右され易い現在の府県税制の仕組みを、より安定的なものにするため」と云われるが、赤字企業に更に「外形標準課税」で事業税を上乘せし、中小企業から税金をむしり取って、府県の税制構造は安定的になるのでしょうか。かつて蜷川府政の時代、京都経済で圧倒的な比重を占める中小企業の経営が安定し、「税金が払える企業」になってこ

そ、府の財政も安定するとの見地から財政運営が行われてきました。今の府政はそれとまったく逆の道を歩もうとしています。それは、山を荒らし、植林をおろそかにすれば、洪水が起り大変な被害が起るのと同じことです。府は、府財政さえ一時的にでも安定化すれば良いと考えておられるのか。実際は、一時的にも安定するどころか、府はその経済的土台である中小企業と共に沈没してしまうのが落ちです。

## 「利益だけでなく、人件費・借金の利息にまで課税するのか！」

### 知事は、中小企業の怒りの声を聞け

第三に中小企業への配慮を要望していると言われるが、全く実現していません。それどころか総務省案では、多くの大企業の負担は軽減され、中小企業の負担は一層拡大しています。この事は、商工会議所や各種民間調査機関の試算でも明らかになっています。三和・東海・東洋信託の3銀行が合併して生まれたUFJ総合研究所が財務省の法人企業統計年報を元に外形標準課税導入による法人の税負担を試算したところ全産業で8400億円の増税になりました。業種別では人件費の比率が高い卸小売などの非製造業で税負担が大きく、資本金規模別では1000万円の簡易課税が選択できる資本金1000万円未満の有限会社などでは48000円となります。しかし、その恩恵の無い資本金1000ないし2000万円の企業では税負担は大幅に増えます。株式会社は現在では全て資本金1000万円以上にする事が決められているので、増税の影響をもろに受けます。

所得割、即ち正味利益に人件費、賃借料・正味利息を加えた付加価値額が課税対象になるのですから、中小企業の方は大変怒っておられます。「利益だけでなく人件費、借金の利息まで事業税をかけるのか」と言われるのも当然です。最近も、ここ数年間赤字で、ようやくわずかだが単年度黒字にこぎつけられ、売り上げ20～30億円の中小企業の経営者の方が、「累積赤字が数千万円もあり、資金繰りも苦しく、税金の支払いもままならない。税金を払うための借金の利息も『外形標準課税』の対象と云うのでは、踏んだり蹴ったりだ」と怒っておられました。

一方で、京都府内では常にトップグループの高収益をあげている任天堂は、現在の法人事業税は、推計131億円。外形標準課税では、その所得割は半分の65億5000万円になるほか、人件費など付加価値額割は、受取利息は230億円近くあっても支払利息は零です。従って、利子の外形課税はゼロになるなどの結果、資本割を含めた合計で外形標準課税は、現在の法人事業税の約半分近くになります。

その高収益で府県の税金を従来通り負担できる企業の税金は軽減し、逆立ちしても鼻血も出ない中小企業から生き血を絞り取るような「外形標準課税」の創設は絶対にやめるべきです。これは任天堂だけではありません。村田製作所など高収益の法人は、大なり小なり同じ結論が出てきます。中小企業への配慮がまったく欠落しているではありませんか。

知事、このような外形標準課税の導入に、まだ固執されるのですか。国に導入を求める姿勢を、改め、導入反対に転換すべきではありませんか。答弁を求めます。

**【知事】** 地方公共団体は住民の身近にあって、行政サービスを提供する役割をになっており、住民の方々はできるだけサービス、受益に応じて税の負担をいただくことが地方税における公共性を担保するための一つの基本です。

もちろん、租税の所得の再配分との機能も有しており、このように税については、国税における所得税に代表されるような、担税力に着目して負担するいわゆる応能課税という観点と、市町村税である固定資産税に代表されるような応益課税という両面がありまして、税体系全体を通して、その調和が問題となってくる訳です。

では、都道府県税としてはいかなる形が良いかと言うことですが、これからの地域の確立を考える上で、地域住民による公平な負担ということも重視して行かねばなりませんし、何と言いましても、一年間で500億円も減収となるような税構造では、教育、福祉、警察といったような住民に安定的なサービスを供給しなければならない都道府県の立場としていかなるものでしょうか。

中小法人のことをおっしゃいますけれど、大銀行でも、東京、大阪の銀行税の例をあげるまでもなく、都道府県から受益を受けながら、法人事業税を払わないところもあります。この調和をいかにやるかということで、京都府といたしましては、外形標準課税が全国一律の制度として導入されることを期待するとともに、府内経済が非常に厳しい状況にあることを踏まえまして、中小零細企業の十分な配慮に対し強く働きかけているところであります。

## 中小企業の経営支える中小企業融資の改善は 京都産業の中核 中小零細業者の「活性化」に役立つものに

### 担保力だけでなく、技術力、意欲、将来性に着目した審査を

#### 【高橋昭三】

次に、京都府の中小企業制度融資についてお聞きします。

京都府は京都産業活性化プラン検討概要の中で、金融制度の改変、利用しやすい制度への転換として、融資制度の簡素化、迅速化、そして、新たなニーズに対応した融資制度への改編として、政策金融の再編、強化を検討課題として提起されました。

私は、この検討については、京都の中小零細企業の経営と資金調達についての現状と要望にそって行い、京都産業の中核である中小零細業者の「活性化」に役立つものとしなければならないと考えます。これが、マル小融資創設以来、全国の中小企業融資のさきがけとしての役割を果たしてきた京都府の責務であると思います。

マル小の理念は、担保力も保証人の確保もできないものでも、事業への意欲、実績、将来性など、その経営内容を府が詳細に審査し、基準に合致するものについては府が代わって担保になり、保証人になるというもので、都道府県レベルとして日本で初めて実施され、その後、全国に制度は広がり、国をも動かし、国の制度としても定着しています。ここには、「転換」を掲げ検討を進めるにあたって、大切にすべき内容が含まれています。

その中心は、代表質問でわが党の島田けい子議員が指摘した、中小企業の経営基盤に踏み込んだ支援という精神です。今、京都でも金融機関による引き続く貸し渋り、貸しはがし、保証協会の保証しぶりの事例が相次いでおります。それを証明するように京都の金融機関の貸出金残高は、対前年同月比で95.8%と引き続き減少しています。担保力のみで判断する金融機関まかせでは、このような結果は当然です。担保力だけでなく、伝統に裏打ちされた技術力、経営者、家族・従業員の販路開拓や商品開発などへの意欲、将来性に着目した融資の可否の判断が非常に重要です。京都信用保証協会についても保証しぶりがいかにどうか、そのためにも、府独自の事業者の経営診断、指導を伴う、審査体制の維持、強化が欠かせません。いかがですか。

経済産業省、中小企業庁の方針の下、全国の信用保証協会、政府系金融機関、京都銀行など一部の民間金融機関が参加し、「中小企業信用リスク情報データベース」の構築が、昨年から進められています。これは、延滞などのデフォルト情報も含む財務、非財務データを蓄積し、統計的分析の結果を中小企業の信用リスクの評価の情報として提供する事などを目的とするものです。

仮に、このデータのみを拠り所にした審査が、制度融資の窓口拡大、融資実行の迅速化の

名の基に、金融機関において実施されることになれば、資金調達が乏しい中小企業などが必要とする事業資金を円滑に融資し、その経営の安定及び成長発展を図る使命をもつ京都府の中小企業向け制度融資は、根本から崩れ去ってしまうことになります。すでに一部の金融機関が消費者金融などと提携して行っている、独自のデータベースを基にした信用リスクを使った審査体制や、それと連動した金利設定を行っているとされています。これでは街の金融商品、中小企業向け融資「モビット」などと変わらないものとなってしまいます。

保証渋りも目立ってきています。最近も、スナック、割烹店を数店舗経営しておられたお店が倒産したため、そこで働いておられた料理長が、弟のお医者さんの協力も得て、その割烹店を直接経営しようと言うことになり、店舗の賃貸契約も済ませ、保健所の許可も得て府の中小企業センターに融資を申し込むと、センターは、審査は保証協会まかせ、保証協会は前の経営者の借金が残っているからと言う。料理長と前の経営者は赤の他人です。サラ金でも、夫婦の一方が保証人になっていない限り、督促も強制取りたてもしないのが常識です。これを頭からシャットアウトするのは、公表されない審査基準でも設けられておられるのですか。お答えください。

**【商工部長】** 京都信用保証協会においては、従来からこの中小企業の経営状況や将来性、返済見通しなどを総合的に勘案し、一件一件木目細かく審査を行っているものと承知している。

## 経営改善借換融資制度の改善と期間の再延長など 中小企業の状況に迅速に対応した制度の改善を

**【高橋昭三】**

次に、中小企業制度融資の迅速な改善、強化についてお聞きます。

借換融資の一層の改善が必要です、私ども日本共産党は制度の実施前から、金融機関からの事業資金の直接の融資を含む、京都府と京都市以外の融資との一本化借り換えも対象とすることを求めてきました。残念ながら知事は、「制度の定着がまずなすこと」と、拡充に背を向けられました。しかし、中小零細企業を取りまく金融事情は一層深刻です。中小企業の融資の総返済額の軽減と保証枠の活用で、年末に向け積極的・攻勢的に事業再生に向け取り組めるよう支援を行うことは、引き続き支援の中心的な柱です。国民金融公庫など政府系金融機関の借入残含め、対象を拡大することも今必要です。更に、本制度は来年3月末までとなっていますが、知事もまず定着が大事とも言っておられます。更に延長することを求めます。

これまで、私どもは京都府の制度融資の改善について、その時々の中小零細企業の置かれた状況に対応する制度の改善を積極的に提案し、納税要件の緩和、保証人の第三者限定の緩和、全業種対象の借り換え、一本化融資の創設などが実現してきましたが、その改善が果たした効果は、その後の利用状況を見れば明白です。

融資実行までの迅速化だけでなく、中小企業の置かれた状況に迅速に対応した制度の整備、拡充が必要です。「借換融資」の改善などに急いで取り組むべきです。いかがですか。お答え下さい。

**【商工部長】** 経営改善借換融資制度は京都府と京都市が共同で実施した画期的なもので、府と市の制度融資を借り換えることによりまして、キャッシュフローの改善をはかることを目的にしたもの。

この7月から、売り上げ減少要件の更なる緩和と来年3月までの実施期間の延長を行うなど、一層の制度改善を行ったところ。現在、金融機関、保証協会と連携し、利用の促進に鋭

意取り組んでいる。

京都市以外の市町村の融資制度や、民間金融機関などのプロパー融資などへの借換融資の対象の拡大は、それぞれの制度融資や体系の違い、協会保証の有無、将来的な負担の問題など課題が多いものと考えている。

実施期間の延長については、実施状況の推移や関係機関の意向などをふまえて判断すべきものと考えている。

## 公衆浴場への支援と助成の強化、新事業創出支援融資の改善を！

### 【高橋昭三】

併せてこの際お尋ねします。

一つは年々減少を続ける公衆浴場の支援と助成の問題です。全国の都道府県の圧倒的多数が、実のある助成・利子補給を実施していますが、残念ながら本府は依然ととして形だけで、利子補給と言っても、かつて担当部長も認められたように、国民生活金融公庫の環境衛生融資の利子より、府の利子補給の条件が高く、役に立っていません。他府県が実施している、基幹設備に対する助成もありません。このまま放置すれば一層廃業、減少が続きます。「公衆浴場確保の法律」にも反し、浴場業者も京都府は冷たいとおっしゃっています。今度こそ具体化してください。答弁を求めます。

二つは創業支援制度です。以前も本会議で要求しましたが、保証協会や京都市と同じく預金と同額までしか融資もしないというのですから、ほとんど役にたちません。しかし、国民生活金融公庫は、創業資金として500万円まで融資します。今、リストラ・倒産が荒れ狂っている時、伝統産業や近代産業としてその技術を蓄積してこられた人々に対する支援のためにも必要です。明確な答弁を求めます。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【保健福祉部長】** 府においては、国民生活金融公庫等から融資を受けられた場合、借入金利の変動に関係なく常に一定以下になるよう保障し、計画的改善整備ができるよう、利子補給をしている。

低金利時代のもので、国金の融資制度は公衆浴場に対し特に有利な貸付条件が設定されていることもあり、近年新規融資に対する利子補給は発生していないが、従前の融資に対する助成のために必要な額を確保している。

自家風呂の普及によって公衆浴場を取りまく状況には、厳しいものがありますが、公衆衛生の確保やコミュニティーの形成をはかる上で、なお、公衆浴場は重要な役割をになっていると考えているところから、府は、公衆浴場組合が家族のふれあいのために実施する「お風呂まつり」など、公衆浴場の振興を図る事業に対し支援を行っている。

また、市町村でも高齢者や児童の無料入浴事業への補助や、設備整備への補助、固定資産税や上下水道料金の減免など、地域における公衆浴場の振興や存続をはかるための様々な支援を実施されている。今後とも、これらの施策が一層推進されるよう、市町村、公衆浴場組合との連携を親密にしながら公衆浴場の振興に努めたい。

**【商工部長】** 新事業創出支援事業については、国の新事業創出関連特別保証制度を活用しており、その保証制度において自己資金の範囲内という制限が課せられている。府としては、大変厳しい景気状況をふまえて、今後とも国の保証制度を活用しながら中小企業金融の円滑化につとめたい。

## まえくぼ義由紀（日本共産党、宇治市・久世郡）2002年10月4日

日本共産党の前窪義由紀です。先に通告している数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

### あいつぐ原発事故

#### 「安全神話」から脱し、原発の徹底調査を。第三者評価機関に地元関係者を

##### 【前窪】

まず、原発問題について伺います。東京電力が長年にわたり、数多くの原発事故の存在を隠してきたことが明らかとなりました。事故隠しは、東電が所有する福島第一、福島第二、柏崎刈羽の沸騰水型軽水炉原発のほとんどの炉に及ぶなど、日本の原発史上最悪の事態となっています。その後、中部電力浜岡原発、東北電力女川原発でも冷却水の配管損傷、日本原電敦賀原発1号機でも炉心隔壁のひび割れなど、次々事故隠しが発覚し、立地関係自治体をはじめ、広く国民の憤激を呼び起こしています。

事故隠しは、1999年のJCO臨界事故の教訓に背を向け、「安全神話」に浸りきって、原発運転の効率を最優先し、安全確保をなおざりにしてきた電力会社の基本姿勢があらわになったものです。この点では、原子力安全・保安院の責任も重大です。ただちに安全性に重大な影響はないとして運転を認め、事態を取りつくるってきたのです。

東電の事故隠しについて、福島県知事は、「国も東電も同じ穴のムジナ」「経済産業省は2年前から知っていたという。今まで何をしていたのか、許せない」と強く非難し、「この問題を契機に、原子力政策について真剣に再検討すべきだ」と述べ、プルサーマル計画推進の白紙撤回を表明しました。

新潟県知事は、「事件の責任は国にもある」と非難。東電が柏崎刈羽原発で予定するプルサーマル計画に対する地元自治体としての事前了承について、「調査結果によっては、地元市町村と撤回を検討する」との考えを示しています。

さらに、福井県知事は、日本原電敦賀原発3、4号機の増設計画について、「原発に対する県民の不信感が増大する時期に、事前了解を出すわけにはいかない」と述べ、事前了解の手続きを先送りする考えを示しています。

90年代以降、福井県の主な原発事故は、91年1月美浜原発2号機の蒸気発生器の細管破断、91年9月美浜1号機の蒸気発生器の水位低下、95年12月高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れ火災、97年10月敦賀原発1号機の制御棒に亀裂、99年9月高浜原発向けMOX燃料データ改ざん事件、2001年8月大飯原発2号機潤滑油用ポンプのトラブル、2002年2月敦賀の新型転換炉ふげんの放射性濃縮廃液漏れなど、関西電力、日本原電、核燃料リサイクル開発機構で、加圧水型、沸騰水型を問わず、それぞれあい次いでいます。福井県原子力安全対策課の資料によると、1992年4月～2002年8月までの約10年間で、高浜39回、大飯51回、美浜39回、合計123回にのぼる異常・トラブルが関電の各原発で発生しています。

「他に隠されている事故もあるのでは」との声も否定できません。

私は、先日、関電高浜原発、原電敦賀原発に調査、申し入れを行ってまいりました。高浜原発では、自主点検作業を、現在、行っていますが、「事故隠しについて、100%ないとは言

えない」、敦賀原発では「多数のひび割れの兆候があるシュラウドの取り替えを、国や自治体に報告もせず実施。取り替えたシュラウドのひび割れの調査を行わず、廃棄した」など、とんでもない報告がありました。いずれも不信と不安を増大させる内容です。

そこで、3点について知事の見解を伺います。

まず、事故隠しは、電力業界全体の体質である疑いが高まっています。原発事故が多発している福井県に隣接する京都府の知事として、国や電力会社に対し府民の安全の立場から、どのような行動をされてきたのですか。

とりわけ、関西電力の高浜、大飯、美浜、日本原電敦賀などの原発の徹底調査を厳しく求めるべきであります。さらに、自主点検調査には、社外第三者評価機関が設置されていますが、地元自治体や地元関係者が入っていません。当然、構成メンバーに入れるべきと考えます。知事としてどうされますか。お答えください。

**【知事】** 東電などの隠蔽問題については、原子力発電や原子力の安全規制、原子力事業に対する国民の信頼を大きく損なうものであり、きわめて遺憾。原子力事業者に対し指導監督権限のある国において責任を持って対処すべき必要がある。この問題の発覚以降、国においては、全国の原子力事業者に対して過去の自主点検の実施状況や適切な自主点検が行われる十分な社内体制の確立等について、総点検を行うよう指示を出すとともに、原子力安全規制行政の充実等の対策に取り組んでいる。京都府においては、関電が調査を始める際に、その報告を受け、徹底した調査を要求するとともに、事業者に対して、問題のある事実が発見された場合は、直ちに京都府に報告するとともに府民に公表するよう既に強く申し入れたところ。関電においては、学識経験者や消費者団体の代表者等、社外の第三者を構成メンバーとする自主点検調査プロジェクト監査顧問会を設置し、調査を行い、その結果に対し指導監督権限を持つ国において専門的観点からの検証を行っていくこととなっており、府としては国や関電に対し、徹底的に調査を行うよう申し入れている。

## 独立した原子力規制機関の確立を国に求めよ

### 【前置】

2点目は、今回の東電の事故隠しは、2年前のゼネラル・エレクトリック・インターナショナル社の元社員の告発があるまで、発覚しませんでした。原子力安全・保安院が、事故隠しの発見も調査も是正もできないことが明らかになりました。それは保安院が原発を推進している経済産業省の一部門にすぎないからです。原子力の安全に関する条約に基づき、安全確保のための独立した原子力規制機関を確立することが必要です。国に強く求めるべきです。いかがですか。

**【総務部長】** 安全性を確保するため、エネルギー政策について責任を負う経済産業大臣のもとに設置された原子力安全・保安院が、原子力の安全管理をおこなう専門職員を配置する中で原子力の安全規制を実施し、一方、内閣府に設置された原子力安全委員会が客観的中立的な立場から再度安全性を確認するというダブルチェック体制が構築されているが、今回の問題発覚以降、原子力安全規制の強化が求められているところであり、府としても安全管理の徹底を国に申し入れている。

## 関西電力にプルサーマル計画の中止を申し入れるべき

### 【前置】

3点目は、プルトニウム循環方式という危険きわまりない政策を中止することです。すでに高速増殖炉によるプルトニウム利用が「もんじゅ」の事故などで破たんし、軽水炉によるプルサーマル計画も、今回の事件を通じて新潟、福島など地元自治体から中止要求をつきつけられています。アメリカ、ドイツ、フランスも撤退するなかで、いまなおこれに固執しているのは日本だけです。技術的にも見通しがないプルトニウム循環方式からの撤退を、ただちに国に要求すべきです。また、関西電力にプルサーマル計画の中止を強く申し入れるべきと考えます。これまで我が議員団の度重なる要求に対し、前知事は唯々安全神話にしがみついてきましたが、この考えを改めるつもりはありませんか。はっきりお答えください。

**【総務部長】** プルサーマル計画については、原子力安全管理に一元的な責任を持つ国が、原子力安全委員会等の専門的な見地からの意見をふまえ、検討されているもの。

## (再質問)本府の原子力防災専門委員会はどう活動しているのか

### 【前置・再質問】

再質問いたします。原子力防災問題については、本府の原子力防災専門委員の役割が大事だと思います。国や電力会社に「専門的だ」といって、全部任せというようなことでは、本府の府民の安全を守ることはできません。府原子力防災専門委員の、この間の事故隠し等についての活動について、どう対応されたのか、お聞きします。

**【総務部長】** 原子力安全に関わっての質問ですが、関電においては現在調査中であり、国においても原子力安全規制体制の充実のため取り組んでいるところであり、府においてはこうした調査や規制体制の充実が確実におこなわれるよう強く申し入れしているところ。

## ホームヘルパー養成講座の被害者を救済せよ

### 【前置】

次にホームヘルパー養成講座の問題について伺います。ホームヘルパー養成講座を開いていた京都府内の3つの事業者が、京都府から研修内容が不適切として事業者指定を取り消された結果、受講者625人がヘルパー資格を取得できなくなっています。事業者は京都介護福祉協同組合、ケアフル、未来京都の3事業者で、いずれも府の指定を受け、ヘルパー2級の養成講座を開講していました。

ところが、受講生から「資格のない人が講師になっている」「講習内容がずさん」「必要な講習時間が足りない」などの苦情、相談が府に持ち込まれたことことから、違法な研修が判明し、府は、本年5月に2事業者、6月に1事業者の指定を取り消しました。しかし、処分までの府の対応は十分ではありませんでした。府はすでに昨年10月末に京都介護福祉協同組合に、「新たな研修を行なわない」よう行政指導を行ったとしていますが、同協組側は今年3月にも受講生を募集し、開講していました。苦情が来るまで開講していることを知らず、被

害を拡大させていたのです。

昨年秋から受講し、終了目前だったAさんは、府の指定取り消しを新聞報道で知り、「夏からの本格的な就職活動に向けて、受けてきたのに」と憤慨しています。家族の介護のためにと3月から受講したBさんは、「府指定法人の講座だから安心と申し込んだ。府は、昨年10月、新たな開講は認めないと指導していたのに、なぜ3月からの開講を止めてくれなかったのか。受講料9万5千円も戻らず、どうしたらいいのか」と不信感を募らせています。

ヘルパー養成講座で被害に合われた皆さんは、「被害者の会」を結成され、すでに6月25日に、京都府に対し「無資格の学校を放置して被害を拡大した責任、しかも私たちの身分が定まらないまま今日に至った責任は京都府にある。監督責任のある府に適切な対応を求める」と申し入れを行っています。

府は、7月になって「補講を斡旋する」など、救済措置として、被害者にお知らせの文書を送付しました。しかし、その中には「補講については、受講人数等の事情により全ての方の希望には添うことができない」とか、「優先順位だけで調整できない場合は、抽選をする」など、初めから個々の事情についての考慮や全員救済ができないかのような不親切なものでした。補講を受けるにしても数万円にもなる受講料負担をはじめ、様々な困難が生じています。

7月28日には、3事業者による被害者が一堂に会し「総会」と「被害者相談会」が開かれ、9月3日には、再度府に要望書が出されました。指定取り消しから5ヵ月、いまだ問題の解決に至っておりません。

他府県でもよく似た事件が起こっています。今年1月、大阪府がヘルパー養成事業者の指定を取り消し、兵庫県では事業者自ら指定を取り下げています。京都の場合と同じように500人近くの受講者の資格が宙に浮いたものの、両府県とも、希望者に低額で再受講を斡旋しています。大阪府では、府が代替研修を実施し、三重県では、県が無料の補講を実施。被害者の救済にあたっています。

介護保険制度のもとで、悪質な業者による詐欺まがいの「ヘルパー養成講座」などの被害が続出している背景には、介護保険制度そのものにも不備と欠陥があるからです。国へ制度改善を求めることは当然ですが、本府でも再発防止策を確立するとともに、府の指定事業者によって、実際に食い物にされた被害者の救済にあたるのが緊急の課題になっています。

そこで質問ですが、まず、府の指定事業者だった3事業者による受講料被害額など、被害の全容について明らかにしていただきたい。また、受講料の返還について、事業者の弁済能力をどう把握し、指導しているのか。お答えください。

第2に、本府の被害者救済措置についてであります。指定取り消し事業者が受講者に対し、受講料の返済をおこなわず、そのうえ多額の補講費用がかかる今回の府の措置では、救済にならないと被害者の皆さんは困り果てています。府の責任で補講の機会を保障すべきではありませんか。いかがですか。

第3に、再発防止対策についてです。悪質な事業者への立ち入り調査の実施など国へ制度改善を求めるとともに、本府としてどのように検討されていますか。被害者の皆さんをはじめ府民の前に改善策を明らかにすべきです。どうされますか。お答えください。

**【保健福祉部長】** 補講の対象となる方は合計で620名となっており、受講料などの返還等については、民事上の問題ということもあり、調査権にも制約がある中で、状況把握が困難な

面があるが、府としては、取り消しを行った際など機会ある毎に、取り消し事業者に対して、受講料の返還など誠意ある対応を指導してきた。補講については、受講者の救済をはかるため、その有効な資格をできるだけ早期に、かつ、適切に取得していただくことが大切であり、特定の補講事業者の協力を得て、受講者の利便にも配慮し、複数の日程を設けるなど必要な補講を斡旋してきた。

また、再発防止については、提出書類の厳格化や事業者情報の公開などの再発防止策を講じたところ。なお、指定要件、検査権限や罰則など制度上の問題については、研修の適正な実施を確保するため、必要な法律上の根拠規定等の整備について、国にも提案している。

## **(再質問)心の通った被害者への対応をせよ**

### **【前置・再質問】**

次に、ヘルパー養成講座問題であります。私の聞きたいのは、もう少し心の通った対応をしていただきたいというところなのです。大阪府では、一つは府が代替研修を大阪府立介護実習普及センターで実施し、しかも補講を受けやすいように日曜日コース、平日夜コース、日曜・平日・夜併用コース、あるいは補講時間の 58 時間分を通信講義で受けられるようにしています。また、他の指定業者で受講できるというようなこともやっております。被害者の中には、北海道から、北海道では受講する場所が非常に遠いということで、京都の親類を頼って受講された方などもおられます。ほとんどがヘルパーの仕事に情熱を持ってがんばろうと受講された、若い方も、子どもさんのおられる年配の方も、たくさんおられるわけです。被害者のみなさんの要望書に知事は目を通されましたか。補講を受けやすくする、経済的負担を少なくするため、府の対応を強く求め、再答弁を求めます。

**【保健福祉部長】** 先ほども申し上げたが、受講者に対し、できる限り早期に、かつ、適切に有効な資格を取っていただくため、救済のための最善の対策を取っているところ。

## **府内の貴重な戦争遺跡**

### **積極的に保存・公開し、戦争の悲惨さを次世代に**

#### **【前置】**

次に、戦争遺跡の保存について伺います。戦争体験者が少なくなっている中で、戦争の痕跡をとどめる戦争遺跡を保存・活用して、戦争の悲惨さ、非人間性を次世代に伝える運動が広がっています。戦争遺跡を史跡、文化財として保存・活用する運動をしているのが戦争遺跡保存全国ネットワークです。全国に様々な市民グループがあり、京都では「戦争遺跡に平和を学ぶ京都の会」が中心に活動しています。この間、地域の戦争遺跡を掘り起こし、保存団体、研究者、戦争体験者などの協力を得ながらねばり強く調査、研究して、その現状を「平和のための戦争展」や見学会、講演会などで広く市民に伝えてきました。同時に、国、地方自治体へ戦争遺跡の保存と史跡、文化財への指定・登録を働きかけかけ、公開を呼びかけています。

京都府内には、伏見区の旧陸軍第 16 師団跡、宇治市の旧陸軍火薬製造所跡、舞鶴市の旧海軍関連遺跡など、数多くの戦跡が残されています。こうした遺跡群は、消滅、改変の危機

にさらされながらも、戦跡保存を求める市民団体と府民の運動でかろうじて取り壊しをまぬがれているのが現状です。

私の地元宇治市にある旧陸軍火薬製造所の歴史は古く、明治新政府で軍隊創設の責任者となった大村益次郎が西日本に軍隊の拠点を置く構想をすすめ、1871年（明治4年）に、火薬貯蔵所の設置、日清戦争開戦の直後には火薬製造所の建設が決まり、1894年（明治27年）11月には火薬の製造がはじめられました。

それ以後、日露戦争、第1次世界大戦、そして15年戦争と、軍備拡張・大陸侵略を国策とする日本の軍部の方針のままに、火薬生産は増産の一途をたどり、火薬製造は敗戦の年まで続き、日本の武器弾薬生産の中核の役割を担っていました。現在、京大宇治キャンパス内、黄蘗自衛隊内に残されている赤レンガ建築群が火薬製造に使われた施設の一部です。

文化庁は、ようやく戦争遺跡の価値を認め、日本の近代の歴史を理解する上で欠くことの出来ない、明治から第2次世界大戦終決頃までの重要な遺跡について、1996年から都道府県に委託し、全国調査を実施しています。きっかけの一つは、前年の広島市の原爆ドームの史跡指定でした。

都道府県は、これらについてA、B、Cの評価を付け、文化庁に提出しています。A評価は日本の近代化を理解する上で不可欠な遺跡に位置づけられています。戦争遺跡は、全部で544件、その内A評価は116件になっていると聞き及んでいます。

文化庁はこの8月、これらの戦争遺跡のうち50か所を詳細調査の対象にし、調査の結果をもとに、地元自治体から申請が出されたものは、文化審議会の答申を受けて史跡指定する方向だとしています。

詳細調査には、大戦末期、東京にあった大本営を移転させる目的で造られた長野市の松代大本営予定地地下壕、鹿児島県知覧町の特攻隊出撃基地跡、沖縄県南風原陸軍病院壕をはじめ、京都府では旧舞鶴鎮守府・舞鶴要塞関係遺跡群、旧陸軍宇治火薬製造所跡などが含まれています。

しかし、詳細調査の対象となった遺跡でも、京大宇治キャンパス内の赤レンガ建築のように、大学の整備計画で取り壊しが目前に迫っていたもの、開発や老朽化で消滅の危機にさらされているものも少なくありません。京大赤レンガ建築は、市民の保存の運動でやっと消滅を免れている状態です。行政の保存対策が求められています。

そこで、本府の戦争遺跡の保存・公開について4点お聞きします。

まず、近代化遺産（建造物等）のうち戦争遺跡について、本府の文化財保護行政においてどのように位置づけているのか。また、文化庁に提出された遺跡名と、その評価ランクづけ等、本府の対応について明らかにしてください。

第2に、今回、詳細調査対象になった、旧陸軍宇治火薬製造所跡などの遺跡について、国指定史跡への働きかけを行なうと同時に、本府として貴重な遺跡として積極的に保存・公開をはかるべきであります。いかがお考えですか。お答えください。

第3に、文化庁の詳細調査の対象とならなかった舞鶴市の東山防空指揮所地下壕跡、福知山市の旧陸軍歩兵第20連隊将校倶楽部、伏見区の旧陸軍師団司令部など、重要な施設が数多く残されています。府として詳細調査し、市町村とも連携して史跡・登録文化財への道を開け、保存・公開に取り組むべきです。いかがですか。

第4に、舞鶴市の「神崎ホフマン窯」は、国の登録文化財に指定されている貴重な施設であり、ここで製造されたレンガが海軍施設で使用されたことでも知られています。しかし、現

在、競売にかけられ、存続の危機に直面しています。本府として、登録文化財などの保存のため支援すべきと考えます。いかがですか。

以上、戦争遺跡を積極的に平和の取り組みに生かすことを求め、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【教育長】** 軍事遺跡についてであるが、近代史における政治を理解する上での一つの資料。国の近代遺跡の調査については、府としては実施してないが、府内の詳細調査の箇所は国が独自に選定された。お尋ねの軍事遺跡については、今後、国において詳細調査を実施される予定と聞いているので、その動向を注視するとともに、その調査結果を踏まえ必要な対応について検討したい。また、国の詳細調査の対象外の近代遺跡については、軍事のほかにも工業、交通・運輸、商業、農林水産、文化など、様々な分野で膨大な数が予想されるので、専門家の意見も聞きながら今後の対応について、研究したい。

舞鶴市のホフマン窯について、国の登録文化財制度は、本来、所有者の責任において保存・活用を図っていくというものであるので、新たな所有者が確定した時点で、舞鶴市と連携し、その所有者の理解を求めていきたい。

## **議会報告・予算要求懇談会のご案内**

9月議会の報告、来年度予算についての懇談会を開催します。ぜひご参加ください。

**10月16日（水） 午後6時30分～**

**社会福祉会館 1階 第1会議室**

京都市上京区堀川丸太町下ル西入ル（二条城北側）